

(設置)

第1条 子どもの福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関として、八街市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(一部改正〔平成26年条例23号〕)

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定により児童福祉に関する審議会が調査審議する事項その他法令の規定により当該審議会の権限に属する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの福祉に関すること。
 - (4) 前各号に掲げる施策及び事務に関し、市長に意見を述べること。
- (一部改正〔平成26年条例23号・令和7年4号〕)

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体に属する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 法第6条第2項に規定する保護者をいう。
- (5) 市民

3 市長は、前項第5号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康子ども部子育て支援課において処理する。

(一部改正〔平成28年条例14号・令和3年25号〕)

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和39年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(61) 子ども・子育て会議委員

第18条中「第60号」を「第61号」に改める。

別表第5中「

市史編さん委員会	委員長	5,500円
	委員	5,000円

」を「

市史編さん委員会	委員長	5,500円
	委員	5,000円
子ども・子育て会議委員	会長	5,500円
	委員	5,000円

」に改める。

- 附 則(平成26年9月29日 条例第23号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成28年3月22日 条例第14号)
この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則(令和3年12月24日 条例第25号)
この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則(令和7年3月21日 条例第4号)
この条例は、公布の日から施行する。